

第2節 大気環境の保全、騒音、振動、悪臭の防止

〈環境基準達成率〉		
一般環境大気測定局	二酸化硫黄	100% (13/13局)
	二酸化窒素	100% (14/14局)
	浮遊粒子状物質	100% (18/18局)
	一酸化炭素	100% (1/1局)
	光化学オキシダント	0% (0/18局)
	微小粒子状物質	100% (10/10局)
自動車排出ガス測定局	二酸化窒素	100% (8/8局)
	浮遊粒子状物質	100% (7/7局)
	一酸化炭素	100% (8/8局)
	微小粒子状物質	100% (1/1局)
騒音	環境騒音	89.2% (107/120地点)
	自動車騒音	79.3% (23/29地点)
	道路交通騒音面的評価	88.8%
	高速道路	100% (14/14地点)
	新幹線	38.4% (5/13地点)

第1項 大気汚染の防止

1 大気汚染状況の常時監視 【環境保全課】

(1) 大気汚染監視測定体制

大気汚染の状況を正確に把握し、実態に即応した適切な大気汚染防止対策を進めるため、県内各地で、自動測定機による監視測定を行っています。^{*1}

ア 一般環境大気測定局（一般局）

県内10市3町1村に21測定局（前橋市設置2局、高崎市設置4局分を含む）を設置し、二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、オキシダントなどの測定を実施しています。

イ 自動車排出ガス測定局（自排局）

自排局は、一般局と比較して自動車排出ガスの影響を調べるため、交通量の多い道路沿道に設置しています。現在、県内8市に8測定局（環境省設置1局、高崎市設置1局分を含む）を設置し、一酸化炭素、窒素酸化物、非メタン炭化水素、浮遊粒子状物質などの測定を実施しています。

平成30年度の一般環境大気測定局測定結果は表2-4-2-1、自動車排出ガス測定局測定結果は表2-4-2-2のとおりです。

ウ 移動観測車

平成14年からは、移動観測車による随時的大気観測も行っています。火山活動など、固定局では調査できない緊急時の大気汚染状況を調査することも出来ます。



大気汚染移動観測車

^{*1}大気汚染監視結果の状況は、群馬県大気汚染情報ホームページにてお知らせしています。
 ・(パソコン・スマホ版) <http://gunma-taiki.jp/>
 ・(モバイル版) <http://gunma-taiki.jp/mobile>

表2-4-2-1 平成30年度一般環境大気測定局測定結果

測定局	二酸化硫黄 (SO ₂)		二酸化窒素 (NO ₂)		浮遊粒子状物質 (SPM)		一酸化炭素 (CO)		光化学オキシダント (O _x)		微小粒子状物質 (PM _{2.5})			非メタン炭化水素 (NMHC)
	年平均値	環境基準達成状況	年平均値	環境基準達成状況	年平均値	環境基準達成状況	年平均値	環境基準達成状況	年平均値	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の98%値	環境基準達成状況	年平均値
	(ppm)		(ppm)		(μg/m ³)		(ppm)		(ppm)		(μg/m ³)	(μg/m ³)		(ppmC)
1 前橋	0.001 0.001	- ○	0.007 0.015	- ○	0.012 0.031	- ○	0.1 0.4	- ○	0.039 0.126	- ×	9.3	24.5	○	0.08
2 前橋①	0.001 0.002	- ○	0.008 0.016	- ○	0.016 0.036	- ○			0.040 0.123	- ×				
3 前橋②	0.001 0.001	- ○	0.007 0.015	- ○	0.016 0.038	- ○			0.039 0.129	- ×				
4 高崎1									0.039 0.123	- ×				
5 高崎①	0.000 0.001	- ○	0.009 0.020	- ○	0.015 0.035	- ○			0.035 0.118	- ×				
6 高崎②					0.016 0.043	- ○			0.039 0.122	- ×				
7 高崎③	0.001 0.002	- ○			0.020 0.045	- ○					10.7	25.8	○	
8 高崎④					0.015 0.042	- ○					11.2	30.2	○	
9 桐生	0.001 0.002	- ○	0.004 0.013	- ○	0.017 0.040	- ○			0.038 0.123	- ×	12.4	28.4	○	
10 伊勢崎			0.009 0.022	- ○	0.016 0.038	- ○			0.038 0.127	- ×				
11 太田	0.001 0.002	- ○	0.010 0.025	- ○	0.018 0.044	- ○			0.034 0.117	- ×	11.7	24.7	○	
12 沼田	0.001 0.001	- ○	0.005 0.014	- ○	0.012 0.033	- ○			0.037 0.106	- ×	10.0	25.5	○	0.15
13 館林	0.002 0.003	- ○	0.009 0.024	- ○	0.019 0.040	- ○			0.038 0.136	- ×	13.7	28.9	○	0.15
14 渋川1	0.001 0.002	- ○	0.004 0.010	- ○	0.014 0.035	- ○			0.037 0.122	- ×				
15 富岡			0.007 0.014	- ○	0.012 0.038	- ○			0.039 0.131	- ×	8.2	23.8	○	
16 安中1														
17 安中4														
18 安中6	0.002 0.003	- ○	0.006 0.013	- ○	0.015 0.041	- ○			0.040 0.160	- ×				0.08
19 吾妻	0.001 0.002	- ○	0.004 0.007	- ○	0.012 0.036	- ○			0.035 0.118	- ×	8.5	25.8	○	
20 みなかみ									0.036 0.096	- ×				
21 玉村			0.009 0.020	- ○	0.015 0.038	- ○			0.038 0.131	- ×				
22 嬬恋	0.001 0.002	- ○			0.012 0.036	- ○			0.037 0.094	- ×	8.9	25.3	○	
設置数 (環境基準達成局数)	13	(13)	14	(14)	18	(18)	1	(1)	18	(0)	10		(10)	4
環境基準達成率	100%		100%		100%		100%		0%		100%			

表2-4-2-2 平成30年度自動車排出ガス測定局測定結果

測定局	二酸化窒素 (NO ₂)		浮遊粒子状物質 (SPM)		一酸化炭素 (CO)		微小粒子状物質 (PM _{2.5})			非メタン炭化水素 (NMHC)
	年平均値	環境基準達成状況	年平均値	環境基準達成状況	年平均値	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の98%値	環境基準達成状況	年平均値
	(ppm)		(μg/m ³)		(ppm)		(μg/m ³)	(μg/m ³)		(ppmC)
1 国設前橋	0.010 0.020	- ○	0.013 0.035	- ○	0.4 0.5	- ○	11.1	30.2	○	
2 高崎①	0.014 0.026	- ○			0.3 0.5	- ○				
3 伊勢崎	0.010 0.024	- ○	0.017 0.040	- ○	0.3 0.5	- ○				0.10
4 太田	0.012 0.027	- ○	0.015 0.034	- ○	0.3 0.6	- ○				0.18
5 桐生	0.010 0.022	- ○	0.014 0.032	- ○	0.3 0.5	- ○				0.10
6 館林	0.017 0.034	- ○	0.020 0.046	- ○	0.3 0.6	- ○				0.16
7 渋川	0.012 0.024	- ○	0.014 0.037	- ○	0.2 0.3	- ○				0.10
8 安中	0.011 0.021	- ○	0.011 0.030	- ○	0.2 0.4	- ○				0.11
設置数 (環境基準達成局数)	8	(8)	7	(7)	8	(8)	1		(1)	6
環境基準達成率	100%		100%		100%		100%			

(注) 1 環境基準達成状況欄は、○は達成を、×は非達成を示しています。
 2 欄が灰色の箇所は、測定設備がない箇所です。
 3 国設前橋局は、環境省所有のものです。
 4 測定局名の番号に○がついている局は、「大気汚染防止法」上の政令市(前橋市・高崎市)所有のものです。
 5 光化学オキシダントの年平均値は昼間(5時から20時まで)の時間帯の平均値です。

(2) 環境基準等

「環境基本法」により、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準として、大気汚染に係る環境基準が定め

られており、そのうち、自動測定機による監視測定を行っている物質については表2-4-2-3のとおりです（有害大気汚染物質については表2-4-2-6参照）。

表2-4-2-3 環境基準・評価方法

物質名	環境基準	評価方法
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外した後の最高値（2%除外値）を環境基準と比較して評価する。ただし、上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、非達成とする。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（98%値）を環境基準と比較して評価する。
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値が0.06ppmを超えるときは未達成と評価する。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	長期基準及び短期基準に関する評価を各行い、両方を満足した場合に達成と評価する。 長期基準：1年平均値を環境基準と比較して評価する。 短期基準：年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（98%値）を環境基準と比較して評価する。

(3) 一般環境大気測定局測定結果

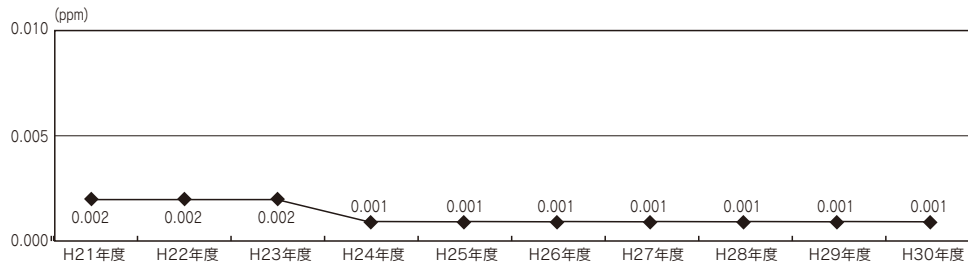
ア 硫黄酸化物*²

硫黄酸化物は、石炭、石油などの硫黄分を含む燃料を燃やすことに伴って発生します。二酸化硫黄と三酸化硫黄とがありますが、大部分は二酸化硫黄として排出されます。このため濃度

の測定は二酸化硫黄で行い、環境基準も二酸化硫黄で設定されています。

平成30年度の測定結果によると、全測定局で環境基準を達成しています。図2-4-2-1の年平均値の経年変化を見ると、ゆるやかな低下傾向にあります。

図2-4-2-1 二酸化硫黄の年平均値経年変化(全測定局平均)



イ 窒素酸化物*³

窒素酸化物は、一酸化窒素と二酸化窒素の総称で、発生源は工場、事業場及び自動車などがあり、燃料の燃焼過程において空気中の窒素と酸素の反応により生ずるものと、燃料中の窒素が酸化されて生ずるものがあります。大部分は一酸化窒素の形で排出され、大気中で二酸化窒素に変化します。

窒素酸化物は、それ自体が有害であるばかりでなく、光化学オキシダントや酸性雨の原因物質でもあります。

ア 二酸化窒素*⁴

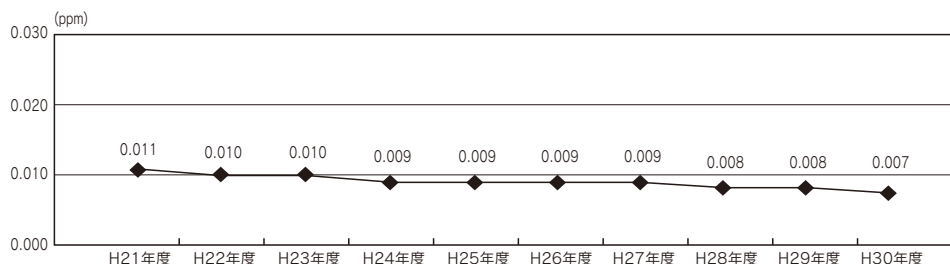
平成30年度の測定結果によると、全測定局で環境基準を達成しています。また、二酸化窒素の年平均値の経年変化は図2-4-2-2のとおりで、ゆるやかな低下傾向にあります。

イ 一酸化窒素*⁵

一酸化窒素については、環境基準は定められていません。平成30年度の測定結果は、年平均値0.000~0.002ppm（平成29年度年平均値0.000~0.003ppm）の範囲となっています。

*²硫黄酸化物：硫黄と酸素とが結合してできます。代表的なものとして二酸化硫黄（亜硫酸ガス）、三酸化硫黄（無水硫酸）などがあります。二酸化硫黄は刺激性の強いガスで、1~10ppm程度で呼吸機能に影響を及ぼします。主な発生源としては、自然界では火山ガス、一般環境ではボイラー等の重油の燃焼があります。一部は環境中で硫酸に変化し、酸性雨の原因にもなっています。
 *³窒素酸化物：窒素と酸素の反応によって生成する窒素酸化物は、一酸化窒素、二酸化窒素、三酸化二窒素及び五酸化二窒素などが知られています。このうち大気汚染の原因になるのは一酸化窒素、二酸化窒素です。
 *⁴二酸化窒素：赤褐色の気体で毒性が強く、気管支炎やぜんそく、肺水腫の原因となるなど、呼吸器に影響を及ぼします。
 *⁵一酸化窒素：無色の気体で液化しにくく空気よりやや重く、空気または酸素に触れると赤褐色の二酸化窒素に変わります。血液中のヘモグロビンと結合し酸素供給能力を妨げ、中枢神経をマヒさせ貧血症をおこすことがあります。

図2-4-2-2 二酸化窒素の年平均値経年変化（全測定局平均）

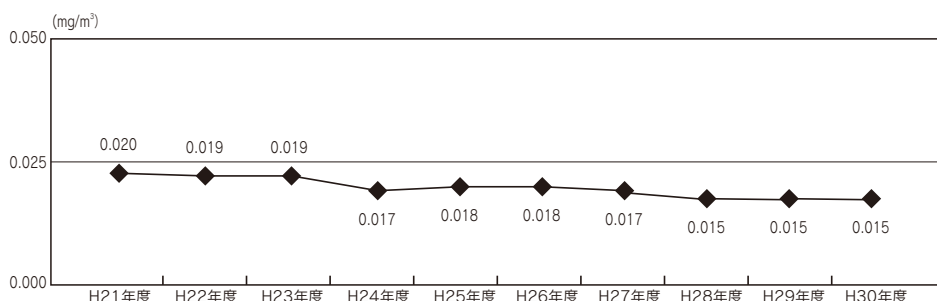


ウ 浮遊粒子状物質 (SPM)^{*6}

SPMは、大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径10μm以下のものです。大気中に比較的長時間滞留し、私たちの健康に影響を与えるといわれています。

平成30年度の測定結果によると、全測定局で環境基準を達成しています。SPMの年平均値の経年変化は図2-4-2-3のとおりで、低下傾向にあります。

図2-4-2-3 SPMの年平均値経年変化(全測定局平均)



エ 一酸化炭素^{*7}

一酸化炭素は、有機物の不完全燃焼により発生し、大気汚染の原因として問題となるのは、主に自動車の排出ガスですが、一般局でも前橋局で測定しています。

平成30年度の測定結果は、年平均値が0.1ppm（平成29年度年平均値0.2ppm）で、環境基準を達成しています。

汚染物質といえます。

平成30年度の測定結果によると、全測定局で環境基準を達成していません。これは全国的にも同様であり、二次汚染物質による大気汚染対策が困難であることを顕著に示しています。夏季を中心にその濃度が著しく上昇し、光化学オキシダント注意報^{*9}が発令される場合もあります。光化学オキシダントの年平均値の経年変化は図2-4-2-4のとおりで、横ばい傾向にあります。

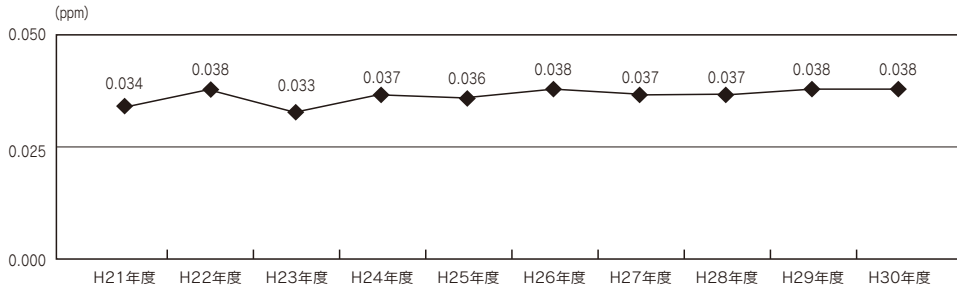
オ 光化学オキシダント^{*8}

光化学オキシダントは、工場や自動車から直接排出されるものではなく、大気中に存在する様々な物質が化学反応して生成されます。こうした大気中で新たに生成される汚染物質を二次

近年では大陸からの移流の影響も指摘されており、広域的な問題になっています。

^{*6}浮遊粒子状物質 (SPM):浮遊粉じんのうち粒径が10μm以下の粒子をいいます。10μm以下の粒子では気道、肺胞への付着率が高くなります。
^{*7}一酸化炭素:無味、無臭、無色、無刺激の空気より少し軽いガスで、有機物の不完全燃焼により発生します。大気汚染として問題となる大部分は、自動車の排出ガスによるものです。このガスを体内に吸入すると、血液（赤血球）中のヘモグロビンと結合し酸素供給能力を妨げ中枢神経をマヒさせ、貧血症をおこすことがあります。
^{*8}光化学オキシダント:自動車や工場・事業場から大気中に排出された窒素酸化物や炭化水素等が、太陽光線に含まれる紫外線を受けて化学反応をおこして生成されるオゾン、アルデヒド、パーオキシアセチルナイトレート等、酸化力の強い物質の総称です。その大部分がオゾンで、現在ではオゾン濃度を測定して光化学オキシダント濃度と見なしています。高濃度になると粘膜を刺激するため、目がチカチカしたり喉がいがらっぽく感じる等の健康被害が発生する恐れがあります。また、植物に対しても葉が枯れるなどの影響を及ぼすことがあります。大気中のオキシダント濃度は例年4月から9月の間に高濃度となることが多く、また、気象条件としては、日差しが強く、気温が高く、弱い風（群馬県の場合、南東風）が吹いているときに高濃度になりやすい傾向があります。
^{*9}光化学オキシダント注意報:大気中のオキシダント濃度が高濃度（0.120ppm以上）となり、気象条件等を考慮してその状態が継続すると判断される際に発令します。注意報発令時には健康被害を防止するため、屋外での激しい運動を控えるよう教育施設や関係機関に伝達して注意を促します。また、汚染状況をなるべく早期に改善させるため、オキシダント発生の原因となる汚染物質を大量に排出している工場・事業場に対して排出量を抑制するよう要請します。

図2-4-2-4 光化学オキシダントの年平均値経年変化(全測定局平均)※昼間(5時~20時)の平均値



カ 微小粒子状物質 (PM2.5) *10

平成21年度から新しく環境基準が設けられた項目です。県内では、平成23年度から前橋局で測定を開始し、順次測定機を増設し、県内10か所で測定を行っています(表2-4-2-4)。

PM2.5の年平均値の経年変化は図2-4-2-5のとおりです。

平成30年度の測定結果によると、全測定局で環境基準を達成しました。

また、効果的にPM2.5対策を行うには、PM2.5の発生源を把握する必要があります。自動車排ガス、石油燃焼等の各種発生源からどのくらいの量のPM2.5が発生しているのかを明らかにするために、県では平成25年度からPM2.5成分分析を行っており、平成30年度は前橋局と吾妻局で測定を実施しました。

これまでに実施してきた、PM2.5の成分分析結果などからわかってきたことは、以下のとおりです。

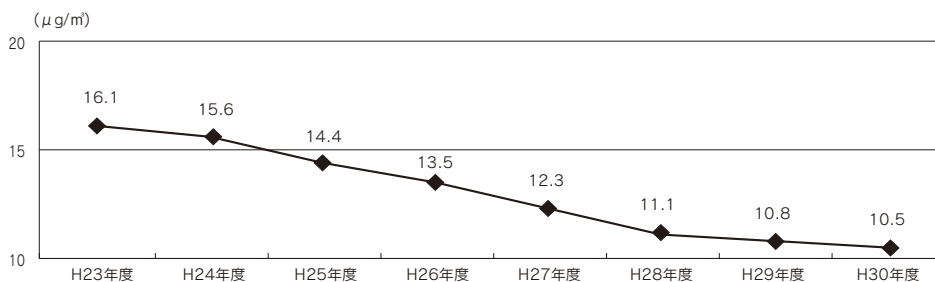
- (1) 一次生成粒子に比べ、二次生成粒子*11の割合が大きい。
 - (2) 秋から冬にかけ、バイオマス燃焼による割合が大きくなる傾向がある。
 - (3) 有機炭素は四季を通して割合が高く、硫酸塩は春から夏にかけて、硝酸塩は秋から冬にかけてそれぞれ割合が増加する傾向がある。
- しかしながら、PM2.5の成分については、まだ不明な部分も多いため、さらに研究を重ね、PM2.5の削減対策に役立てていきたいと考えています。

表2-4-2-4 PM2.5測定機の整備状況

設置時期	設置場所
平成23年4月	前橋局
平成24年12月	沼田局、太田局
平成25年8月	富岡局、吾妻局、高崎③局、高崎④局 ^(※)
平成26年2月	館林局、桐生局、嬬恋局

(注) 高崎③局、高崎④局は高崎市設置のもの。うち高崎③局は県大気汚染常時監視システムに接続。

図2-4-2-5 PM2.5の年平均値経年変化(全測定局平均)



(注) 23,24年度は前橋局の年平均値、25年度は前橋・太田・沼田局の各年平均値の平均値です。

キ 炭化水素*12

環境基準は定められていませんが、光化学オキシダントの原因物質(メタンを除く)の一つ

であるため、その低減が必要となっています。

a 非メタン炭化水素

非メタン炭化水素の年平均値の経年変化は

*10 微小粒子状物質 (PM2.5) : 浮遊粒子状物質よりさらに細かく、粒径が2.5 µm以下の粒子です。粒子が細かいため、肺の奥深くまで入りやすく、肺ガンや呼吸器系への影響だけでなく、循環器系への影響も懸念されています。このため、類似項目の浮遊粒子状物質と比較して非常に厳しい環境基準値が設定されています。

*11 二次生成粒子 : ボイラーや自動車などから直接大気中に排出された粒子状物質を「一次生成粒子」、大気中で原因物質から光化学反応などにより粒子化したものを「二次生成粒子」といいます。

*12 炭化水素 : 炭素と水素だけからなる有機化合物の総称です。石油、石油ガスの主成分であり、溶剤、塗料、医薬品及びプラスチック製品などの原料として使用されています。さらに自動車排出ガスにも含まれています。環境大気中のメタンを除いた炭化水素(非メタン炭化水素)は、窒素酸化物とともに光化学オキシダントの主原因物質のため、光化学オキシダント生成の防止のために濃度の指針が定められており、単位はppmCで示します。

図2-4-2-6のとおりです。

非メタン炭化水素に係る光化学オキシダント生成防止のための指針には「午前6時から午前9時までの3時間平均値が0.20~0.31 ppmC^{*13}の範囲」と定められています。

平成30年度の測定結果で、各測定局における3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数は、0~18日でした。

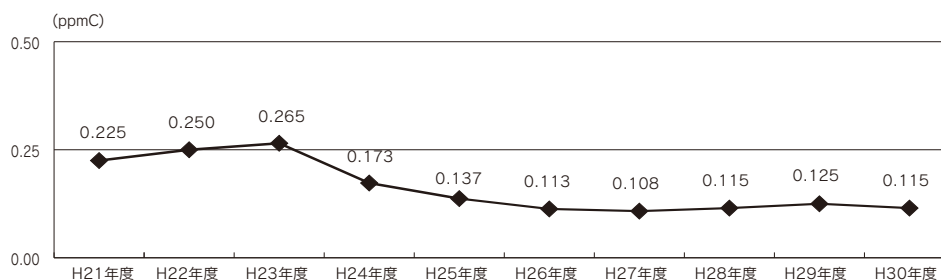
b メタン

平成30年度の測定結果は、各測定局における年平均値が1.92~2.03ppmC（平成29年度年平均値1.94~2.02ppmC）の範囲でした。

(4) 自動車排出ガス測定局測定結果

測定結果は、一般局と比べて大差はなく、県内で大気環境に及ぼす自動車の影響はそれほど大きくない状況です。

図2-4-2-6 非メタン炭化水素の年平均値経年変化（全測定局平均）



ア 窒素酸化物

a 二酸化窒素

平成30年度の測定結果によると、全測定局で環境基準を達成しています。また、各測定局における年平均値は0.010~0.017ppm（平成29年度年平均値0.009~0.019ppm）の範囲となっています。

b 一酸化窒素

平成30年度の測定結果は、各測定局における年平均値が0.003~0.022ppm（平成29年度年平均値0.004~0.023ppm）の範囲でした。

イ 浮遊粒子状物質（SPM）

平成30年度の測定結果によると、全測定局で環境基準を達成しています。また、各測定局における年平均値は0.011~0.020mg/m³（平成29年度年平均値0.011~0.018mg/m³）の範囲となっています。

ウ 一酸化炭素

平成30年度の測定結果によると、全測定局で

環境基準を達成しています。また、各測定局における年平均値は0.2~0.4ppm（平成29年度年平均値0.1~0.4ppm）の範囲となっています。

エ 炭化水素

a 非メタン炭化水素

平成30年度の測定結果は、各測定局における年平均値が0.10~0.18ppmC（平成29年度年平均値0.09~0.20ppmC）の範囲でした。

また、各測定局における3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数は、0~31日でした。

b メタン

平成30年度の測定結果は、各測定局における年平均値が1.93~2.00ppmC（平成29年度年平均値1.92~2.05ppmC）の範囲でした。

オ 微小粒子状物質（PM2.5）

国設前橋局における年平均値は11.1 μg/m³、日平均値の98%値は30.2 μg/m³で環境基準を達成できました。

2 大気汚染による健康被害の防止対策 【環境保全課】

(1) 大気汚染緊急時対策

「大気汚染防止法」では、大気の汚染が著しくなり人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合に、被害を防止するため、住民へ

の周知、ばい煙排出者への排出量削減の協力要請等の措置を行うよう定められています。

このため、光化学オキシダント等の濃度が高くなった際に「群馬県大気汚染緊急時対策実施要綱」

*13 ppmC：炭化水素の濃度をメタンの濃度に換算するため、炭素原子数を基準として表した100万分の1の単位です。

に基づき、注意報の発令などの措置を行っています。

平成30年度は、光化学オキシダントについて、表2-4-2-5のとおり、注意報を3日発令しました。

光化学オキシダント注意報の発令時には、その旨を関係機関に周知するとともに、

- ①屋外での運動は避け、屋内運動に切り替える。
- ②目やのどに刺激を感じた時は、洗眼、うがいなどをする。
- ③症状が深刻な場合は医療機関に受診する。

等の対策をとるよう注意喚起しています。

また、PM2.5については、平成25年2月に環境省から「注意喚起のための暫定的な指針」が示されました。

県では、環境省の指針に基づき、「日平均値が70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると見込まれるとき」に県民に向けて注意喚起を行うこととしています。

なお、県内では、注意喚起を行った実績はありません。光化学オキシダントやPM2.5の注意報の発令・解除については、群馬県防災情報ツイッターでお知らせしています。(https://twitter.com/gunma_bousai)

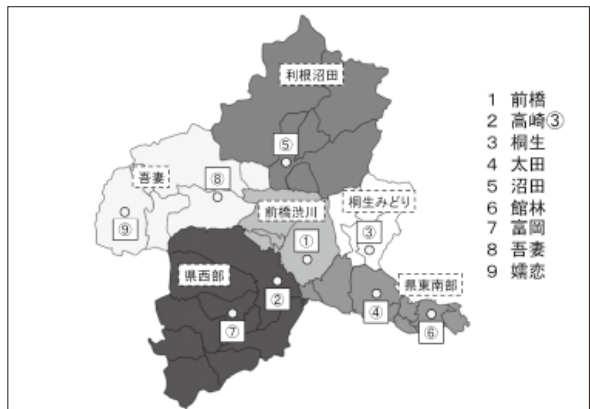
(2) 微小粒子状物質注意喚起基準

図2-4-2-7に示すように、県内を6区域に区分し、各区域内の測定局のうち1局でも判断基準に該当し、かつ日平均値が70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると見込まれる場合に、その測定局が含まれる区域に対して注意喚起を行います。

【判断基準】 次のいずれかの場合

- 各測定局の午前5時、6時、7時の1時間値の平均値が85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過
- 各測定局の午前5時から12時の1時間値の平均値が80 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過

図2-4-2-7 PM2.5測定局配置・発令地域区分



※図には注意喚起の判断に用いる測定局のみ表示しています。

表2-4-2-5 平成30年度光化学オキシダント緊急時発令状況

発令日数	発令年月日	緊急時種類	発令地区	発令～解除の時刻	最高濃度	
					ppm	時刻
1	H30.5.17 (木)	注意報	県西部	15:20~17:20	0.120	15:00
2	H30.6.26 (火)	注意報	県東南部	16:00~18:20	0.136	16:00
			県西部	18:20~19:20	0.128	19:00
			前橋渋川	18:20~19:40	0.124	18:00
3	H30.7.19 (木)	注意報	県東南部	15:20~18:20	0.131	17:00
			前橋渋川	17:20~19:00	0.126	17:00
			県西部	17:20~19:20	0.126	18:00

3 大気環境測定調査（有害大気汚染物質、酸性雨等）の実施と結果 【環境保全課】

(1) 有害大気汚染物質対策

低濃度でも継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがある有害大気汚染物質については、その中でも健康リスクがある程度高いと考えられる優先取組物質のうち測定方法が確立されている21物質（ダイオキシン類については別途モニタリング調査を実施。）について、県内8地点（前橋市1地点、高崎市2地点、伊勢崎市、沼田市、渋川市、安中市、太田市）で調査を行いました。

測定結果は表2-4-2-6のとおりで、環境基準が定められているベンゼン等4物質は全ての測

定局で環境基準以下でした。また、指針値が定められているアクリロニトリル等9物質についても、全ての測定局で指針以下でした。



表2-4-2-6 平成30年度有害大気汚染物質測定結果

(単位：μg/m³)

測定物質	伊勢崎市立 茂呂小学校	沼田市立 沼田小学校	渋川市 低区配水所	安中市 野殿地区	太田市立 中央小学校	前橋市六供 天神公園	高崎市 中居公民館	高崎市 群馬支所	環境基準値 (年平均値)
アクリロニトリル	0.020	0.016	0.020	0.025	0.038	0.042	0.060	0.030	2 (指針値)
アセトアルデヒド	2.0	1.4	1.4	1.7	3.0	2.3	1.8	1.6	
塩化ビニルモノマー	0.012	0.0096	0.012	0.014	0.017	0.015	0.020	0.020	10 (指針値)
塩化メチル	1.7	1.0	1.0	3.7	1.4	1.8	2.6	1.6	
クロム及びその化合物	0.012	0.0030	0.0036	0.0030	0.0065	0.0025	0.0021	0.0028	
クロロホルム	0.12	0.11	0.14	0.12	0.11	0.17	0.19	0.17	18 (指針値)
酸化エチレン	0.025	0.016	0.014	0.017	0.019	0.067	0.060	0.050	
1,2-ジクロロエタン	0.11	0.11	0.11	0.12	0.10	0.12	0.15	0.15	1.6 (指針値)
ジクロロメタン	2.1	1.5	0.66	1.2	1.3	1.6	1.7	1.2	150
水銀及びその化合物	0.0021	0.0017	0.0018	0.0039	0.0021	0.0017	0.0019	0.0023	0.04 ^{*1} (指針値)
テトラクロロエチレン	0.077	0.061	0.073	0.087	0.087	0.091	0.090	0.080	200
トリクロロエチレン	1.3	0.25	0.30	0.46	1.1	0.67	0.57	0.37	130
トルエン	6.3	1.5	2.3	4.0	4.6	5.3	5.2	3.9	
ニッケル化合物	0.0056	0.0015	0.0020	0.0018	0.0024	0.0015	0.0027	0.0029	0.025 ^{*2} (指針値)
ヒ素及びその化合物	0.0016	0.00060	0.00046	0.0014	0.00085	0.00074	0.00075	0.00058	0.006 ^{*3} (指針値)
1,3-ブタジエン	0.046	0.021	0.019	0.047	0.034	0.049	0.040	0.019	2.5 (指針値)
ベリリウム及びその化合物	0.00022	0.000030	0.000020	0.000030	0.000050	0.000030	0.000030	0.000030	
ベンゼン	0.65	0.42	0.42	0.88	0.52	0.69	0.80	0.63	3
ベンゾ[a]ピレン	0.000086	0.000063	0.000058	0.000081	0.000058	0.000048	0.000025	0.000023	
ホルムアルデヒド	1.7	1.5	1.7	2.2	3.3	3.5	2.7	2.1	
マンガン及びその化合物	0.12	0.022	0.015	0.031	0.053	0.018	0.019	0.012	0.14 ^{*4} (指針値)

(注) 測定方法は環境省の「有害大気汚染物質測定法マニュアル」による。

- ※1：水銀としての濃度
- ※2：ニッケルとしての濃度
- ※3：ヒ素としての濃度
- ※4：マンガンとしての濃度

(2) 酸性雨^{*14}・酸性霧

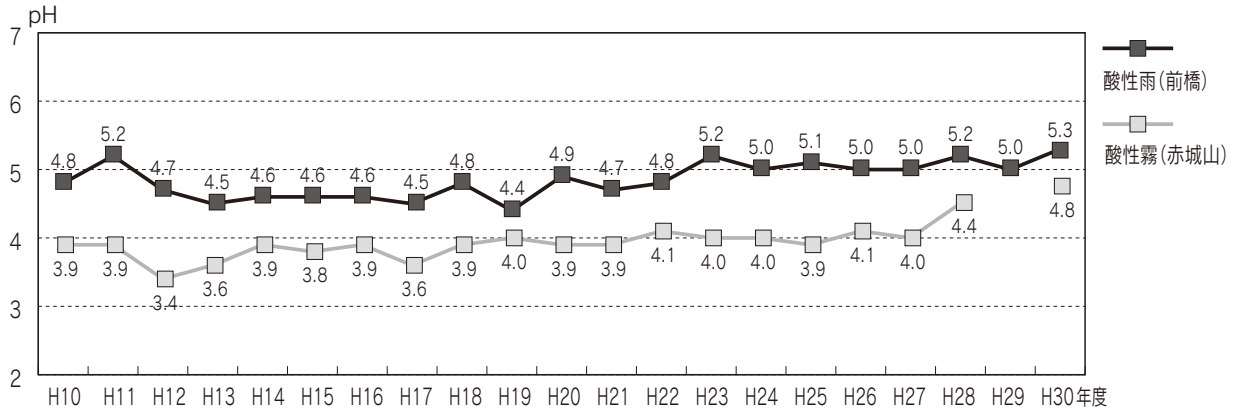
降水のpHなどを把握するため、平成元年度から前橋市郊外で酸性雨調査を実施しています。

平成30年度の降水について通年観測したところ、pHは4.9～6.2の範囲で、平均値は5.3でした。過去のpH年平均値の経年変化は図2-4-2-8のとおりで、近年はほぼ横ばい状態です。

また、山岳部に発生する酸性霧について、その性状を長期的に把握するため、衛生環境研究所が赤城山で酸性霧調査を実施しています。平成29年度は測定機器の故障により欠測となりましたが、経年変化は図2-4-2-8のとおり酸性雨と同様に、近年はほぼ横ばいの状態です。

^{*14}酸性雨：狭い意味ではpHが5.6以下の雨のことです。酸性雨は化石燃料等の燃焼によって生じる硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中で硫酸や硝酸などに变化し、これらが雨（雲）に取り込まれることによって起こります。広く酸性雨という場合には、雨のほか酸性の霧やガスなどの地上への降下も含み、これらを酸性降下物と呼ぶ場合もあります。酸性雨が湖沼や森林に降り注いだ場合には生態系を破壊する可能性があり、都市部では建造物等が腐食してしまうなどの被害が考えられます。

図2-4-2-8 酸性雨・酸性霧のpH年平均値の経年変化



4 工場・事業場への立入検査 【環境保全課】

(1) 法律・条例による規制

ア 「大気汚染防止法」による規制

「大気汚染防止法」では、表2-4-2-7に示す施設を対象として規制しています。このほかに、特定粉じん（アスベスト）についても規制していますが、これについては次節に記述します。

表2-4-2-7 「大気汚染防止法」による規制対象施設

ばい煙発生施設	32種類 ボイラー、金属加熱炉など
揮発性有機化合物排出施設	9種類 塗装施設、乾燥施設など
一般粉じん発生施設	5種類 堆積場、破碎機など

それぞれの施設ごとに、ばい煙発生施設及び揮発性有機化合物排出施設については排出基準が、一般粉じん発生施設については管理基準が定められています。

イ 「群馬県的生活環境を保全する条例」による規制

「群馬県的生活環境を保全する条例」では、表2-4-2-8に示す施設を対象として規制しています。

表2-4-2-8 「群馬県的生活環境を保全する条例」による規制対象施設

ばい煙特定施設	9種類 電気分解槽など
粉じん特定施設	5種類 こんにゃく製粉機など

それぞれの施設ごとに、ばい煙特定施設については排出基準が、粉じん特定施設については管理基準が定められています。

(2) ばい煙発生施設等の届出状況

ばい煙発生施設等の届出状況は、表2-4-2-9に示すとおりです（前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市が所管する届出件数を含む）。

表2-4-2-9 ばい煙発生施設等の届出状況

(平成31年3月末時点)

	事業場数	施設数
ばい煙発生施設(大防法)	1,477 (425)	4,071 (1,054)
揮発性有機化合物排出施設(大防法)	32 (2)	134 (4)
ばい煙特定施設(保全条例)	114 (33)	984 (225)
一般粉じん発生施設(大防法)	126 (29)	642 (104)
粉じん特定施設(保全条例)	667 (299)	2,950 (1,160)

(注) 括弧内は、前橋市、高崎市、伊勢崎市及び太田市における件数で内数になります。

(3) 法令遵守状況の監視

「大気汚染防止法」又は「群馬県的生活環境を保全する条例」で規制対象となる施設を設置している工場・事業場に対して立入検査を実施しています。

平成30年度は、ばい煙発生施設等を設置する358(92)事業場(括弧内は前橋市、高崎市、伊勢崎市及び太田市実施分。以下同様。)に対して立入検査を実施し、施設の維持管理及び自主測定結果などについての確認・指導を行いました。

また、ばい煙等濃度の測定を30(17)事業場(各事業場につき1排出口)で行ったところ、1(0)事業場において排出基準超過がありました。この事業場については、対策を取るよう指導を行いました。